資料６－１

環境に関して特に着目すべき社会動向（過去５年程度）

○ウェルビーイングを見据えた環境政策の統合的推進

2024 年５月に閣議決定された『第六次環境基本計画』では、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が最上位の目的に掲げられた。また、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策について、相互のトレードオフを回避し、統合的に進めることが重視されている。兵庫県においても、2025 年３月に『第６次兵庫県環境基本計画』が策定され、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、プラスチック資源循環、外来生物対策、鳥獣被害対策などを一体的に進める方向性が示された。

○ネイチャーポジティブに向けた生物多様性保全の推進

2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議第二部において、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。これを踏まえ、国では 2023 年３月に『生物多様性国家戦略 2023-2030』が閣議決定され、2030 年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が掲げられた。30by30 目標や、劣化した生態系の 30%の地域を効果的な回復下に置くこと、侵略的外来種の導入率及び定着率を 50%以上削減などの 2030 年ターゲットがある。

○自然共生サイトの法制化

自然共生サイトは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する制度である。自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域は、OECM として国際データベースに登録され、30by30 目標の達成にも貢献するものとされている。2025 年４月には、地域生物多様性増進法が施行され、自然共生サイトの認定制度が法制化された。企業、団体、自治体、地域住民等による身近な自然環境の保全・管理の取組を、社会的に評価し、広げていく仕組みとして重要性が高まっている。

○外来生物法の改正

2022 年５月に外来生物法が改正され、2023 年４月に全面施行された。ヒアリ類対策の強化に加え、アメリカザリガニ・アカミミガメを対象とした「条件付特定外来生物」の制度が設けられた。これにより、身近な外来生物についても、適切な飼養管理、野外への放出防止、地域での防除や普及啓発が重要となっている。

○2050 年カーボンニュートラルに向けた制度・目標の強化

2015 年に採択されたパリ協定以降、世界全体で脱炭素化に向けた取組が進められている。国内では、2021 年の地球温暖化対策推進法の改正により、2050 年カーボンニュートラルの実現が法律に明記され、2024 年の同法改正では、地域共生型再エネの導入促進に向けた制度等が整備された。また、全国 1,315 自治体（2026 年３月時点）がゼロカーボンシティ宣言を表明しており、2050 年カーボンニュートラルに向けた取組みが進んでいる。2025 年２月には新たな NDC が提出され、2035 年度に 2013 年度比 60%削減、2040 年度に 73%削減する目標が示された。併せて地球温暖化対策計画も改定され、新たな削減目標とその実現に向けた対策・施策が位置づけられた。

○循環経済への移行とプラスチック・食品ロス対策の推進

近年、資源循環分野では、プラスチックごみ対策や食品ロス削減を含め、廃棄物の適正処理に加えて、資源の有効活用と循環経済への移行が重視されている。国では、2022 年にプラスチック資源循環促進法が施行され、製品設計から廃棄物処理まで、ライフサイクル全体でプラスチックの資源循環を促進する制度が始まった。また、食品ロス削減推進法に基づき、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携して食品ロス削減を進めることが位置づけられている。2024 年８月には『第５次循環型社会形成推進基本計画』が閣議決定され、循環経済を国家戦略として位置づけ、資源循環を通じた脱炭素、地方創生、持続可能な地域づくりを進める方向性が示された。

表　着目すべき社会動向

年月	着目すべき社会動向	
2022年3月	プラスチック汚染に関する国際条約	【世界】2022年の国連環境総会で、海洋を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の作成に向けた決議が採択された。
2022年3月	兵庫県地球温暖化対策推進計画	【県】兵庫県地球温暖化対策推進計画が改定された。2030年度の温室効果ガス削減目標と再生可能エネルギー導入目標が引き上げられ、削減策（緩和策）と適応策を一体的に推進する方向性が示された。
2022年12月	昆明・モントリオール生物多様性枠組	【世界】生物多様性条約COP15で新たな世界目標が採択された。2030年までに生物多様性の損失を止め、回復へ向かわせる方向性や30by30目標が示された。
2023年3月	生物多様性国家戦略2023-2030	【国】昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、生物多様性国家戦略2023-2030が策定された。2030年までのネイチャーポジティブ実現、OECM、30by30等が重視された。
2024年3月	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例	【県】太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例が改正された。自然環境との調和、災害防止、廃止後の適正措置などが強化された。
2024年5月	第六次環境基本計画	【国】第六次環境基本計画が閣議決定された。環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が最上位の目的に掲げられ、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合が重視された。
2024年6月	地球温暖化対策推進法	【国】地球温暖化対策推進法が改正された。JCMクレジットの発行・管理等に関する制度が整備されるとともに、地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が位置づけられた。
2024年8月	第5次循環型社会形成推進基本計画	【国】第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。循環経済を国家戦略として位置づけ、資源循環を通じた脱炭素、経済安全保障、地方創生、持続可能な地域づくりを進める方向性が示された。
2025年2月	日本のNDC（国が決定する貢献）・地球温暖化対策計画	【国】新たな日本のNDCが国連気候変動枠組条約事務局へ提出された。2035年度に温室効果ガスを2013年度比60%削減、2040年度に73%削減する目標が示された。あわせて、地球温暖化対策計画が改定され、新たな削減目標とその実現に向けた対策・施策が位置づけられた。
2025年3月	第6次兵庫県環境基本計画	【県】第6次兵庫県環境基本計画が策定された。カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、プラスチック資源循環、外来生物対策、鳥獣被害対策、環境課題の解決と経済成長・社会課題解決との両立などが重視された。
2025年3月	生物多様性ひょうご戦略	【県】生物多様性ひょうご戦略が改定された。30by30の推進、侵略的外来種の防除、野生鳥獣の適正な保護管理、里山・里海の再生、生態系を活かした防災・減災、生物多様性に配慮した農林水産業の推進などが行動目標に位置づけられた。
2025年4月	地域生物多様性増進法	【国】地域生物多様性増進法が成立し、2025年4月から施行された。自然共生サイトの認定制度が法制化された。
2026年3月	兵庫県バイオマス活用推進計画2035	【県】兵庫県バイオマス活用推進計画2035が策定された。県内に広く存在するバイオマスの利活用を拡大し、資源循環、脱炭素、地域資源活用を進める方向性が示された。
2026年4月	ひょうご農林水産ビジョン2035	【県】ひょうご農林水産ビジョン2035が策定された。気候変動、人口減少、高齢化、食料安全保障などの情勢変化を踏まえ、持続可能な農林水産業・農山漁村の実現が示された。
2026年4月	兵庫県人と環境にやさしい農業推進計画	【県】兵庫県人と環境にやさしい農業推進計画が策定された。環境創造型農業やSDGsを基礎に、脱炭素等の環境負荷低減活動を取り入れた持続可能な農業の推進が示された。